

学校法人米子永島学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人米子永島学園における役員及び評議員の報酬、手当、旅費及び退任慰労金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園長、理事長及び職員理事をいう。
- (3) 職員理事とは、米子松蔭高等学校校長・米子松蔭高等学校事務長をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員以外の理事及び監事をいう。
- (5) 学園長とは、理事長を退任したのちに、理事として法人に携わる者をいう。
- (6) 評議員とは、職員評議員及び非常勤の評議員をいう。
- (7) 職員評議員とは、米子松蔭高等学校教頭をいう。
- (8) 非常勤の評議員とは、前号以外の評議員をいう。

(報酬)

第3条 常勤の役員の報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 非常勤の役員の報酬及び支給方法は、別表2(1)のとおりとする。
- 3 前項の規程にかかわらず、特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、役員報酬を支給することができる。その場合の支給額は、役員報酬検討委員会に諮り、評議員会及び理事会の議を経て決定する。
- 4 非常勤の評議員の報酬及び支給方法は、別表2(2)のとおりとする。

(手当)

第4条 常勤の役員には、報酬のほかに期末手当を支給する。

- 2 職員理事の期末手当の額は、学校法人米子永島学園米子松蔭高等学校給与規程(以下米子松蔭高校給与規定)第6条第12項、第13項を準用する。
- 3 学園長と理事長の期末手当は、原則年4.5ヶ月を上限として支給する。

第5条 職員理事には通勤手当を支給する

- 2 通勤手当は、米子松蔭高等学校給与規程第6条第4項を準用する。ただし、理事長は除くものとする。

(支給方法)

第6条 前条に定める報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤手当の支給方法については、米子松蔭高校給与規程給与規程第9条を準用する。

(退職金及び退任慰労金の支給)

第7条 常勤の役員及び職員評議員が退任したときは、その者に退任慰労金を支給する。

(別表3)

- 2 常勤の役員及び職員評議員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支

給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」の例による。

(退職金及び退任慰労金算出方法等)

第8条 常勤の役員のうち、非職員理事の退職金に係る規定は、学校法人米子永島学園退職金規定（以下「退職金規定」という。）を準用する。ただし、左記規定の第1条、第2条及び第12条は除くものとする。

- 2 職員理事及び職員評議員は退職金規定を適用する。
- 3 常勤の役員及び職員評議員の在任期間は、就任から退任までの年数とする。ただし、在任1年未満の端数月は、1年として計算する。
- 4 常勤の役員及び職員評議員の退任慰労金は、別表3のとおりとし、第1項に加算する。
- 5 特別の事由がある者については、役員報酬検討委員会に諮り、評議員会及び理事会の議を経て退任慰労金に加給して支給する事ができる。

(旅費の支給)

第9条 常勤の役員及び役員報酬検討委員会の委員（以下「委員」とする）が出張した場合、非職員理事及び委員は学校法人米子永島学園旅費規程を準用し、職員理事及び役員以外の管理職は同上規程を適用する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃をするために、役員報酬検討委員会において原案を作成する。

- 2 役員報酬検討委員会は監事2名と、あらかじめ理事会で選任した非常勤理事1名の計3名で構成する。
- 3 役員報酬検討委員会で作成した原案は、評議員会の議を経て理事会が行う。

附則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

この規程は令和2年5月26日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和4年2月15日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規定は令和7年4月1日から施行する。

別表2を改定する。この改定は令和8年6月12日から施行し、同日以後に開催される会議への出席について適用する。

別表1（第3条第1項関係）

常勤の役員の報酬額

学 園 長	月額 680,000 円（上限）
理 事 長	月額 800,000 円（上限）
副理事長（校長兼務）	月額 115,000 円（上限）
校 長	月額 55,000 円（上限）
事 務 長	

別表2（第3条第2項関係）

- (1) 理事・監事 年額 130,000 円（上限）
支給方法 9月と3月に各 65,000 円を事後支給する。（口座振込）
年度途中で就任または退任した場合は、在任期間に応じて按分する。
- (2) 非常勤の評議員 年間 40,000 円（上限）
支給方法 9月と3月に各 20,000 円を事後支給する。（口座振込）
年度途中で就任または退任した場合は、在任期間に応じて按分する。
令和7年度分に限り、支給始期を令和7年度定時評議員会翌日とする。
- (3) 非常勤理事及び監事が、理事会又は評議員会以外の会議のうち、議事録を作成する役員報酬検討委員会又はその他法人業務に係る会議に出席した場合には、1回につき 3,000 円を支給する。同一日に複数の会議に出席した場合であっても、支給額は 3,000 円を上限とする。
当該報酬の支給方法は、前項（1）に定める報酬に合算して支給する。

別表3

学 園 長	在任期間1年につき	40万円（上限）
理 事 長	在任期間1年につき	50万円（上限）
職員理事	在任期間1年につき	20万円（上限）
職員評議員	在任期間1年につき	10万円（上限）